

(仮称)北上野二丁目福祉施設の整備について

1 検討状況

(1) 子供・若者総合支援

成長に応じた切れ目のない支援実現のため、子育て・若者相談支援機能、教育支援機能、児童発達支援センター機能の一体化及び母子支援機能との連携などを検討。

(2) 障害者支援

松が谷福祉会館の役割を継承するとともに、医療的ケアを充実させた生活介護サービスや障害者の社会参加を促進する取組みの充実、共生社会実現のための障害への理解促進の取組みなどを検討。

2 国の動向

厚生労働省に対し、社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会（以下「専門委員会」）より報告書の提出があり、この報告に基づき、今国会で児童福祉法の改正が審議される予定となっている。

報告書のとおり、児童福祉法が改正された場合、(仮称)北上野二丁目福祉施設（以下「新施設」）整備に影響を及ぼす可能性がある。

専門委員会報告書の内容（新施設影響部分抜粋）

Ⅲ．支援を確実に提供する体制の構築

（2）市区町村等におけるマネジメントの強化

- 市区町村において、**現行の子ども家庭総合支援拠点※₁と子育て世代包括支援センター※₂について、これらの設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、一体的な組織として、全ての妊産婦、全ての子育て世帯、全ての子どもの一體的相談を行う機能を有する機関（以下「一体的相談機関」という。）の設置に努めることとする。**この相談機関は、一般家庭から支援の必要性が低い世帯、支援の必要性が高い世帯まで切れ目のない支援を行う。

- この一体的相談機関については、子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターについて一体的な形で整備された先進的取組みを土台とし、**子ども家庭総合支援拠点の機能、子育て世代包括支援センターの機能の両機能を併せ持つもの**であり、また、市区町村の状況を踏まえつつ、段階的に機能の充実と整備を図るものとし、子ども家庭総合支援拠点の機能と子育て世代包括支援センターの機能の両機能が適切に果たされないような形で1つの機関にすることなどにならないよう、丁寧な支援等を行うこととする必要がある。

※1 (市区町村) 子ども家庭総合支援拠点

…児童福祉法第10条の2に基づく施設で、0～18歳未満の子ども家庭支援相談や要支援・要保護児童支援などを行う。

本区における子ども家庭支援センター。

※2 子育て世代包括支援センター

…母子保健法第22条に規定する「母子健康包括支援センター」で、主に妊産婦及び乳幼児並びにその保護者を対象に、妊娠・出産・育児に関する相談や保健指導を行う。

本区における保健サービス課（浅草保健相談センター含む）。

3 今後の対応

報告書では、「一体的相談機関の設置」は努力義務であり、また、「市区町村の状況を踏まえつつ、段階的に機能の充実と整備を図る」と記述されているが、新たな施設の整備に当たっては法に基づく体制が求められる。そのため、これまでの検討内容に加え、改正児童福祉法に則した内容や今後示される具体的な運用などを踏まえ、引続き検討する。